

令和9年度入園手続きについて



- **今後の流れ**
- 1 2月中 入園基準の審査・第一次利用調整
 - 1 月上旬 内定通知（※1）の発送
 - 2 月上旬 第二次利用調整（入園基準の審査）
 - 3 月上旬 第三次利用調整（入園基準の審査）
 - 3 月下旬 入所承諾書兼保育料決定通知書（※2）・支給認定証（※3）
・保育所等給食費決定通知書（※4）の発送（※5）

（※1）内定するものであり、決定は（※2）の決定通知をもって行います。

（※2）入園決定施設および保育料を通知します。

（※3）保育の必要性の事由、認定の時間、認定の期間を通知します（新規入園児童のみ）。

（※4）年少以上児の副食費について通知します。

（※5）美濃加茂市に転入予定の方は転入確認後に発送します。

- **利用調整** 申込み時点の申請内容で審査し、優先順位の高い方から希望の施設へ決定します。
（こども園1号については、各園にて選考となります。山之上こども園は、申込み多数の場合は抽選となります。抽選の有無の案内は12月上旬の予定です。）



入園申込の取下

- **取下げ** 入園申込みを取り下げる場合は、「入園申込取下書」を
オンライン申請またはこども未来課窓口へ提出してください。

- **注意事項** 12月～1月に施設から健康診断等の案内がありますが、入園の可否とは関係がありません のでご注意ください。

- **転入予定** 美濃加茂市に転入予定の方は、原則令和9年3月31日までに美濃加茂市へ住所を
移していただくことが4月入園の条件となります。転入が確認できない場合は入園取消となります。

- **広域入所** 美濃加茂市外の施設をご希望される方については、一定の条件があります。
①希望施設のある市町村で就労していること ②里帰り出産 その他の要件はご相談ください。
広域入所は1年更新となりますので、一度入園しても卒園まで通うことができない場合があります。
就労先の変更、妊娠・出産、育休取得される場合はお早めにご相談ください。

- **就労予定** 「就労予定」で申込みをされた方は、就労開始後1ヵ月以内に「就労証明書」を改めて提出してください。



【お問い合わせ先】

美濃加茂市健康こども部こども未来課

TEL

0574-25-2111 (内線387)